

重点番号21：農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和（安城市）

農業委員会委員の過半数を 認定農業者等とする法定要件の緩和

令和3年7月15日
安城市

農業委員会委員とは

農業委員会は、昭和26年に農業委員会等に関する法律の制定により設置された行政委員会である。

農業委員会委員の任命にあたっては、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を経て、市町村長の任命により選定されている。なお、委員定数は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定めることとされている。

委員の選出方法

市町村長は、推薦・公募を実施

市町村長は、推薦・公募の情報を整理し、公表

市町村長は、推薦・公募の結果を尊重して、選任議案を作成

市町村議会が同意

市町村長が任命

農業委員の任命要件（「農業委員会等に関する法律」に規定）

- ①農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができること。（同法8条1項）
- ②原則として、**認定農業者等が過半数を占めること**。（同法8条5項）
- ③中立委員（利害関係を有しない者）が含まれること。（同法8条6項）
- ④青年・女性の積極的な登用に努めること。（同法8条7項）

認定農業者等を要件とする趣旨

農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させること

認定農業者とは

市町村が策定する基本構想に示された農業経営の目標に向けて、農業者が「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けた者

農業経営改善計画の記載内容

- ①経営改善の目標（年間農業所得、年間労働時間の現状と目標等）
- ②経営規模の目標（作付面積、生産量の現状と目標等）
- ③生産方式に関する目標（例：機械・施設の導入、新技術の導入等）
- ④経営管理に関する目標（例：複式簿記での記帳等）
- ⑤農業従事の態様の目標（例：休日制の導入等） 等

安城市

- ① 農業委員の過半数は、認定農業者でなければならない。
- ② 地域間の農業委員数の公平性を確保したい。



① 推薦依頼



② 推薦

農業団体（農用地利用改善組合）

認定農業者が所属する団体

農業委員の候補者の選考

認定農業者は、

- ① 農業団体(農用地利用改善組合以外のJAなどを含む)の役職を務めている者が多い。
- ② 農業繁忙期の農業委員会業務が大きな負担となる。

(ex. 定例会への出席、農地の権利移動等に伴う現地確認、農地利用状況調査)

やむを得ず了承

認定農業者OBや家族では、だめなのか...

【参考】 認定農業者数の推移

安城市

	H28年3月	H29年3月	H30年3月	H31年3月	R2年3月	R3年3月
認定農業者数 (人)	167	166	159	159	150	145
うち女性数(人)	4	4	4	4	4	3

全国

	H28年3月	H29年3月	H30年3月	H31年3月	R2年3月	R3年3月
認定農業者数 (人)	246,085	242,304	240,665	239,043	233,806	—

出典:令和3年2月19日農林水産省 認定農業者の認定状況 (令和2年3月末現在)

法律や省令で定める要件の見直し

原則

認定農業者(個人又は法人の役職員)が、**委員の過半数**を占めること

例外

1. **区域内の認定農業者の数が、委員の定数の8倍を下回る場合**には、以下のとおりでよいこととする。

A. 委員の過半数を認定農業者及び**次に掲げる者(準ずる者)**とすることについて、市町村議会の同意を得ること
(**準ずる者**:認定農業者OB、認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業士、基本構想水準到達者)



(Aによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合)

B. 委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とすることについて、市町村議会の同意を得ること



(Bによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合)

C. 農林水産大臣の承認を得ること

2. 農業委員会の設置が義務付けられていない市町村(区域内の農地面積が都府県200ha、北海道800haを超えない)

3. 認定農業者の制度を活用していない市町村(農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を策定していない)

措置 1

「過半数」を占めなければならないとする要件を引き下げる

法第8条第5項本文に定める、認定農業者等が委員の過半数をしめなければならないとする規定の緩和

(提案例) ・各号に掲げる者に、認定農業者に準ずる者（認定農業者OB、認定農業者の親族等）を加え、実質的に過半数要件を引き下げる

・「委員の過半数」を「委員の4分の1」とすること

農業委員会等に関する法律（第8条）

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、**次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。**ただし、その区域内における**認定農業者**（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者という。以下同じ。）**が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。**

- 一 認定農業者である個人
- 二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

本文は措置1の対象

ただし書は措置2の対象

措置2 「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和すること

法第8条第5項ただし書の規定により、認定農業者が少ない場合（その他の農林水産省令で定める場合）は、同項本文の例外規定が適用される。

認定農業者が少ない場合とは、「認定農業者の数が、委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合」と定められ、この場合は、議会の同意を得たときは、認定農業者に準ずる者を含めることができる。

（提案例） ・ 認定農業者が少ない場合を、「認定農業者の数が、委員の定数に10を乗じて得た数を下回る場合」とすること

農業委員会等に関する法律施行規則（第2条）

第2条 法第8条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該農業委員会の区域内における**認定農業者の数が、委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合**（以下（中略）**「認定農業者が少ない場合」という。**）において、委員の過半数を法第8条第5項各号に掲げる者（以下**「認定農業者等」という。**）又は次に掲げる者とするについて当該市町村の議会の同意を得たとき。
 - イ 認定農業者等であつた者
 - ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
 - ハ （以下省略）

効果1 地域の事情に応じた農業委員の選出

農業委員に認定農業者を求める趣旨は、「農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させること」であるが、認定農業者以外の者（認定農業者OB、認定農業者の親族等）が農業委員になった場合でも、その趣旨を全うすることは可能であると考えられる。

各市町村の農業事情に応じて委員を選任できる可能性が広がるため、地域によっては、農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映することが、より一層できることとなる。

効果2 青年委員、女性委員の登用の活性化

認定農業者は、一般的に世帯主である男性である場合が多いが、その家族である配偶者、後継者等についても、農業に関与している場合がほとんどである。また、後継者は、将来の農業の持続的な発展において必要な人材である。

農業委員の過半数を認定農業者とする要件を緩和することにより、青年委員や女性委員の登用(※)が活性化され、これらの者の意見を農業委員会の運営に反映させることが可能になる。

※ 女性委員の登用は、政府目標である第5次男女共同参画基本計画において「早期に20%、2025年までに30%」と定められている。

安城市の女性委員の登用状況 28.6%（女性委員4人/14人）（※）認定農業者は0人

共同提案団体

福島県

被災地域を含め、認定農業者等の人数が、元々少ない市町村は、4分の1特例を適用せざるを得ない状況である。また、委員の再任等により、要件を満たしている状況である。

福井市

農業委員の定員24人のうち、認定農業者が13人いることを要する。
認定農業者の確保については、大変苦慮している。前回の委員改選の際は、女性委員の積極的な登用を優先した影響もあり、認定農業者は要件を満たすギリギリの13人である。

長野県

県内の農業委員会77団体のうち、
「認定農業者がない・少ない」が、50団体 (65%)、
「農業経営が多忙なため就任を断られる」が、40団体 (52%)、
「過半要件を緩和してほしい」が、54団体 (70%)、
「認定農業者とみなす者を緩和してほしい (特例要件の本則化)」が、38団体 (49%) である。

静岡県

県内の農業委員会35団体のうち、
「認定農業者がない・少ない」が、25団体 (71%)、
「過半要件を緩和してほしい」が、29団体 (83%) である。

他団体の状況

農業委員会法改正 5 年後調査 (令和 2 年 10 月 全国農業会議所実施)

設問	回答内容	回答数 (票)	回答率 (%)
認定農業者の過半要件について <評価できること>	特になし	914	54
	認定農業者等の担い手の考えや視点が活動に反映されるようになった	449	26
	農業委員の若返りが進んだ	230	14
	委員会や委員への地域の信用・信頼が高まった	160	9
	現場活動が活性化した	154	9
	総会が活性化した	140	8
認定農業者の過半要件について <課題となっていること>	認定農業者が少ない・いない	841	49
	農業経営が多忙なため活動が制限される	655	39
	農業経営が多忙なため就任を断られる	641	38
	特になし	347	20
	委員の出身地域に偏りが生じている	287	17
	兼業農家や中小農家の意見が反映されづらくなった	112	7
	借受の当事者のため周囲の理解が得られない	40	2
	特になし	0	0
認定農業者の過半要件について <制度改正や運用改善要望>	過半要件を緩和してほしい	993	58
	認定農業者とみなす者を緩和してほしい (特例要件の本則化)	547	32
	特になし	447	26
	委員就任に理解が得られる報酬水準を義務づけてほしい	247	15

回答した農業委員会数 1,701団体